

聖籠町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

聖籠町長 西脇道夫

## 聖籠町規則第12号

聖籠町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、聖籠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年聖籠町条例第12号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

2 経験年数(会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。)を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第4条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について著しく常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、前条の規

定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(給料の支給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割割算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(通勤手当)

第6条 条例第8条の規定により準用する給与条例第10条に規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(特殊勤務手当)

第7条 条例第9条の規定により準用する給与条例第11条に規定する特殊勤務手当を支給される職員の範囲、特殊勤務手当の支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(時間外勤務手当の支給割合)

第8条 条例第10条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第10条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第10条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第10条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(休日給)

第9条 条例第11条第1項の規則で定める割合は、100分の135とする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第10条 宿日直手当の支給される勤務は、聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年聖籠町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に掲げる勤務とし、条例第13条第1項の規則で定める額は、

その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第1号。以下「勤務時間規則」という。)第5条第1号の勤務 4, 400円
- (2) 勤務時間規則第5条第2号の勤務 5, 300円  
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 条例第14条の規定により準用する給与条例第16条の5から第16条の7までに規定する期末手当を支給される職員の範囲(期末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。第19条第1項において同じ。)、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 条例第15条第1項に規定する規則で定める日数は、年間の暦日数から年間の週休日(勤務時間条例第3条に規定する週休日をいう。)の数及び年間の休日(勤務時間条例第9条の規定により休日となる日をいう。)の数を控除した日数とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第13条 条例第20条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第20条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第20条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第20条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第14条 条例第21条第1項の規則で定める割合は、100分の135とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 条例第23条の規定により準用する給与条例第16条の5から第16条の7までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤

の職員の例による。

2 条例第23条第1項に規定する別に規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が15時間30分未満の者（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が週によって異なる場合には、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者）とする。

3 条例23条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第16条の5第4項に規定する別に規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(2) 条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3) 条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(4) 条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第16条 条例第24条第1項第1号に規定する規則で定める時間は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に18を乗じて得た時間とする。

(休暇時の報酬)

第17条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、聖籠町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年聖籠町規則第11号。以下「勤務時間規則」という。）第13条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第14条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第18条 条例第26条の規定により準用する給与条例第10条第1項第2号に該当するパートタイム会計年度任用職員の月の要勤務日数が、常勤の職員の月の要勤務日数の4分の3に満たない場合は、各号に掲げる当該職員の片道の通勤距離に応じた支給区分の月額を21で除した額（1円未満の端数は切り捨てる。）にその月に勤務した日数（有給休暇取得日数を除く。）を乗

じて得た額を支給する。

- (1) 通勤距離が片道2キロメートル以上5キロメートル未満 2,000円
- (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円
- (4) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円
- (5) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円
- (6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円
- (7) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 18,700円
- (8) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 21,600円
- (9) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満 24,400円
- (10) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 26,200円
- (11) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 28,000円
- (12) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 29,800円
- (13) 通勤距離が片道60キロメートル以上 31,600円

2 前項の規定を除き、費用弁償を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(委任)

第19条 前条までの規定に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤の職員との均衡を考慮して、町長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 職種別基準表（第4条関係）

ア 行政職給料表（1）職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務補助	1	2	1	10
スクール・サポート・スタッフ	1	3	1	11
介助員	1	3	1	11
指導主事	2	35	2	43
中学校講師	2	35	2	43
教育活動支援員	2	35	2	43
小学校外国語教諭	2	28	2	36
こども園クラス担任	1	25	1	33
こども園保育士（有資格者）	1	15	1	23
看護師（有資格者）	1	21	1	29
早朝延長保育（有資格者）	1	29	1	37
早朝延長保育（無資格者）	1	19	1	27
亀塚児童館運営事務員	1	32	1	40
学童指導員（児童支援員資格者）	1	14	1	22
学童指導員（無資格者）	1	3	1	11
学校司書・図書館司書（司書資格者）	1	8	1	16
図書館司書補助員	1	2	1	10
介護支援専門員（有資格者）	1	33	1	41
認定調査員（介護・看護従事経験者）	1	26	1	34
適応指導教室指導員（教員資格）	1	27	1	35
適応指導教室指導員（無資格者）	1	3	1	11
埋蔵文化財調査員（有資格者）	1	32	1	40
埋蔵文化財調査補助員	1	2	1	10

電算機器管理等情報処理業務補助員	1	3 3	1	4 1
消費生活相談員	1	3 2	1	4 0
専門交通安全指導員（主任）	1	3 2	1	4 0
専門交通安全指導員	1	2 0	1	2 8

イ 行政職給料表（２）職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
聖海荘管理人・上下水道課用務員	1	4 5	1	5 3
運転員（大型免許）	1	2 8	1	3 6
用務員・清掃員・管理人	1	1 2	1	2 0